

広報広聴課長 様

中予保健所企画課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県松山構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	中予保健所企画課医療対策係 （担当）田坂（内線）257		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称）愛媛県松山構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設 置 年 月 日	平成 27 年 6 月 24 日		
審議会・検討会等の内容	各医療圏の課題分析と詳細分析の医療圏について		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 6 年 9 月 4 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公 開 ☐ 全部公開 ☐ 非公開 ☒ 部分公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
・病床機能の変更について ・令和 7 年度地域医療介護総合確保基金事業の選定について	地域医療構想実現に向け、法人が圏域において実施する事業や病床編成等の適否を諮るため、公にしていない事業内容や事業用資産等の情報に言及することから、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	(1)-2	
摘 要	新たな決定		
		報 告 日	令和 6 年 9 月 20 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。